

証券投資に係る 確定申告の留意点[下]

制度調査部
齋藤 純

譲渡所得と確定申告

【要約】

例年、2月半ばから3月半ばは確定申告のシーズンである。そこで、証券投資を行った場合の確定申告について、上場株式及び株式投資信託を中心に、その留意点をまとめる。

本稿では、譲渡所得に係る確定申告の留意点を取り上げる。上場株式等の譲渡所得等については特定口座制度が導入されているため、特定口座で源泉徴収を選択している場合には、基本的に確定申告は不要となる。ただし、確定申告を行うことで税負担(又は将来の税負担)が軽くなるケースもある。本稿では、上場株式等の譲渡所得等と確定申告の関係を整理する。

なお本稿は、2005年分の所得に適用される課税方法を前提として作成している。

特定口座と確定申告

株式等の譲渡所得等には申告分離課税が適用されるため、株式等の譲渡により譲渡所得等が生じた場合には、原則として確定申告を行う必要がある。ただし、2003年以降は上場株式等を対象に特定口座制度が導入されているため、特定口座で源泉徴収を選択している場合には、基本的に確定申告が不要となる。

もっとも、特定口座の利用により申告手続きは簡便なものとなるが、税負担の面でいえば、特定口座で源泉徴収を選択している場合でも、あえて確定申告を行うことで節税につながるケースがある。具体的には、次の3つのケースを挙げることができる。

- (1) 一般口座や他の特定口座の損益と通算する場合
- (2) 譲渡損失の繰越控除¹の適用を受ける場合
- (3) 定率減税²の適用を受ける場合

ちなみに、株式等の譲渡所得等の計算においては、上場株式の譲渡損益と非上場株式や株式投資信託³の譲渡損益(解約損・償還損を含む)を通算することも可能である。また、譲渡損失の繰越控除については、株式投資信託の譲渡損失(解約損・償還損を含む)も対象となる。

¹ 上場株式等の譲渡損失のうち、その年の譲渡益から控除し切れなかった譲渡損失について、翌年以降最長3年間の繰越しを認め、譲渡益との通算を可能とする措置。2003年以降に生じた上場株式等の譲渡損失が対象となる。この特例の適用を受けるには、確定申告を行わなければならない。

² 定率減税とは、所得税及び住民税から一定額の控除を認める減税措置のことである。2005年の所得に対しては所得税20%(控除限度額25万円)、住民税15%(控除限度額4万円)、2006年分の所得に対しては所得税10%(控除限度額12.5万円)、住民税7.5%(控除限度額2万円)の率で適用される。2006年をもって廃止される予定である。

³ ここで「株式投資信託」とは、株式投資信託のうち受益証券の募集が公募よるもの(ETF(特定株式投資信託)を除く)を指す。

確定申告を行うことで節税につながるケース

上記(1)をもう少し具体的に説明すると、次のようなケースが、確定申告を行うことで節税につながるケースに該当する。

[複数の特定口座を持っているケース]

A社の特定口座(源泉徴収あり)では「利益」が出たが、B社の特定口座(源泉徴収あり)では「損失」が生じた場合

[特定口座と一般口座を持っているケース]

特定口座(源泉徴収あり)では「利益」が出たが、一般口座では「損失」が生じた場合

特定口座(源泉徴収あり)・一般口座ともに「損失」が生じた場合

上記 ・ の場合、特定口座で利益が出ているものの、源泉徴収を選択しているため、確定申告をする義務はない。しかし、他の特定口座又は一般口座で損失が生じているため、これらの口座の損失と特定口座の利益を通算することにより、特定口座で源泉徴収された額の還付を受けることができる。

については、特定口座・一般口座ともに利益は生じていないため、この場合も確定申告の義務はない。しかし、上場株式等の譲渡損失でその年の譲渡益から控除し切れなかった分については、譲渡損失の繰越控除の対象となる。譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには確定申告が条件となるため、この場合も、確定申告を行うことにより翌年以降の税負担が軽くなる可能性が出てくる。

なお、上記 ・ の「一般口座」を「源泉徴収を選択していない特定口座」に置き換えても、同じことが言える。

[確定申告と配当控除等の関係]

- 源泉徴収を選択している特定口座を利用している場合に、確定申告を行うことで節税となるケースは上述の通りである。ただし、配偶者控除等の対象者となっている人の場合、源泉徴収を選択している特定口座について確定申告を行うと、譲渡所得等の額によっては、配偶者控除等の対象者から外れてしまう恐れがあるため注意したい。
- 配偶者控除とは、配偶者の年間の合計所得金額⁴が 38 万円以下であれば、納税額の計算をする際に、原則として 38 万円の所得控除の適用を受けることができるものである。同じように、対象者の合計所得金額が適用条件となっている所得控除としては、図表 1 に掲げたようなものがある。

⁴ 合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除等を適用しないで計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に、土地・建物等の譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額を加算した金額をいう。

図表 1 合計所得金額が適用条件となっている所得控除

	所得条件	所得控除額
配偶者控除	配偶者の合計所得金額が 38 万円以下であること	原則 38 万円 (原則 33 万円)
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満であること(納税者の合計所得金額は 1,000 万円以下であること)	最高 38 万円 (最高 33 万円)
扶養控除	扶養親族の合計所得金額が 38 万円以下であること	原則 38 万円 (原則 33 万円)
寡婦(寡夫)控除	納税者本人の合計所得金額が 500 万円以下であること。ただし、納税者本人が寡婦であり、扶養親族等がある場合には、合計所得金額の条件はない。	原則 27 万円 (原則 26 万円)

()内は、住民税における所得控除額。

- 配偶者控除等の対象者(納税者にとっての配偶者など)が上場株式等の譲渡により所得を得た場合には、その所得は合計所得金額に含まれるが、源泉徴収を選択した特定口座内で生じた譲渡所得等については、合計所得金額には含まない扱いとなっている。つまり、源泉徴収ありの特定口座内で、各種所得控除の適用条件を超える譲渡所得等を得た場合でも、配偶者控除等の適用対象から外れることはないわけである(上場株式等の譲渡所得等以外に所得がないことを前提としている)。
- ただし、源泉徴収を選択した特定口座内の所得であっても、最終的に確定申告を行った場合には、特定口座内の譲渡所得等を合計所得金額に加算しないという取扱いは適用されなくなるので、注意したい。つまり、源泉徴収を選択した特定口座内の所得を確定申告をすると、その年の譲渡所得等の額によっては、配偶者控除等の対象から外れてしまう恐れがあるととも、配偶者や扶養親族自身に納税義務が生じる可能性も出てくる⁵。

確定申告を行わなければならないケース

特定口座で源泉徴収を選択している場合でも、一般口座で利益が出ている場合には、確定申告を行わなければならない。次のようなケースが該当する。

[特定口座と一般口座を持っているケース]

特定口座(源泉徴収あり)・一般口座ともに「利益」が出た場合

特定口座(源泉徴収あり)では「損失」が生じ、一般口座では「利益」が出た場合

の場合、特定口座内の譲渡所得等については源泉徴収を選択しているため確定申告の義務はないが、一般口座で生じた譲渡所得等は原則として確定申告が必要となる。 の場合も、特定口座では損失が生じているため確定申告の必要はないが、一般口座で生じた譲渡所得等について確定申告が必要となる。

なお、上記 ・ の「一般口座」を「源泉徴収を選択していない特定口座」に置き換えても、同じことが言える。

これまでの内容を整理すると、次ページ図表 2 のようになる。

⁵ これと同様のことは、配当所得に係る申告不要と確定申告との関係にもあてはまる。申告不要を選択した配当所得は合計所得金額には含まれないが、確定申告を行った配当所得は合計所得金額に含まれる。

図表2 特定口座及び一般口座における損益の状況と確定申告の要否

		特定口座(源泉徴収あり)		一般口座又は特定口座(源泉徴収なし)	
		利益	損失	利益	損失
特定口座 (源泉徴収あり)	利益	確定申告は不要	確定申告も可 (還付や損失繰越しの適用を受けるには確定申告が必要)	確定申告が必要	確定申告も可 (還付や損失繰越しの適用を受けるには確定申告が必要)
	損失	確定申告も可 (還付や損失繰越しの適用を受けるには確定申告が必要)	確定申告も可 (損失繰越しの適用を受けるには確定申告が必要)	確定申告が必要	確定申告も可 (損失繰越しの適用を受けるには確定申告が必要)

[給与所得者に対する申告不要の特例]

- 所得税では、給与所得者を対象に、給与所得及び退職所得以外の所得の合計が20万円以下の場合には、確定申告が不要となる特例がある。
- すなわち、給与所得以外の所得が株式等の譲渡所得のみである給与所得者の場合、年間の譲渡所得が20万円以下であれば、確定申告は不要となる。

元本1,000万円までの非課税措置

一定の条件を満たす上場株式等については、2005年から2007年間の譲渡益に対して、元本1,000万円までの非課税措置の適用がある。

一定の条件を満たす上場株式等とは、2001年11月30日から2002年末までの間に購入した上場株式等⁶で、2003年・2004年間は継続して保有していたものを指す。この条件を満たす上場株式等を2005年から2007年までの間に譲渡した場合には、元本1,000万円までの上場株式等に対応する譲渡益が非課税となる。

元本1,000万円までの非課税措置の適用を受けるために確定申告は必要ないが、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」に購入価額を証明する書類を添付して、譲渡した年の翌年の1月1日から3月15日までの間に税務署に提出しなければならない。

⁶ 株式投資信託や、相続・贈与により取得した上場株式等、ストック・オプションの権利行使により取得した上場株式などを除く。